

契約結果調書

件名	令和8年4月分石油製品単価契約		
契約日	令和8年4月1日		
契約期間	令和8年4月1日から令和8年4月30日まで		
履行場所	瀬戸市の指定する場所		
予定価格	— 契約規則第26条第1項第1号による		
契約金額	別紙のとおり		
受注者	瀬戸旭石油業協同組合 瀬戸市共栄通1丁目6番地		
契約の相手方 とした理由	瀬戸旭石油業協同組合は、瀬戸市と尾張旭市の石油業者が設立した協同組合で、一月単位でまとめて請求書で支払いのできる唯一の者であることから、地方自治法第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。価格については瀬戸市と尾張旭市が合同で毎月、単価を交渉して契約している。瀬戸市内には組合加入のスタンドが17店舗あり、統一単価での購入が給油伝票でできるため利便性も図られている。		
契約区分	単価契約	分類業務区分	物品
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	物品		
担当課	行政課		
契約内容	石油製品の単価契約		
備考			

(単価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。)

品名	規格 形状 その他	数量	単位	単価 (円)
ガソリン	レギュラー	1	L	154.6
	ハイオク	1	L	164.5
混合油		1	L	204.6
軽油	ローリー (4000 L以上) ※	1	L	
	ドラム 店頭	1	L	148.8
白灯油	ローリー (4000 L以上) ※	1	L	
	ドラム 18 L缶	1	L	134.9
特A重油	ローリー (6000 L以上) ※	1	L	
	ローリー (2000 L以上6000 L未満) ※	1	L	
	ローリー (18 L以上2000 L未満)	1	L	165.0

※軽油ローリー、白灯油ローリー、特A重油ローリー2000 L以上の価格については、納入時に都度、協議の上決定する。